

金融庁設置法（平成十年法律第百二十号）（附則第七十五条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八 （略） 十九 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関すること。 二十～二十七 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八 （略） 十九 株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関すること。 二十～二十七 （略）</p>